

エイトライナー促進協議会  
役職氏名様

エイトライナー促進協議会  
会長 保坂展人

## 令和2年度 エイトライナー促進協議会役員の改選及び理事会・総会について

初夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本協議会は、平成6年5月の発足以来、「エイトライナー構想」の実現に向け、さまざまな研究や活動に取り組み、平成12年よりメトロセブンと合わせた「区部周辺部環状公共交通」として、導入に向けた検討を行っております。

平成28年4月には、交通政策審議会答申第198号において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置づけられました。この答申においては、事業計画や整備方針が課題として挙げられており、これらの課題解決に向けて、調査研究を進めているところです。

理事会・総会については、答申における課題解決に向けて重要な一定の方向性を得られる年に開催をすることとしており、今年度は開催いたしません。理事会・総会を開催しないことに伴う役員の改選及び総会・理事会の議案の取り扱いについては下記のとおりといたしますので、よろしくお願い致します。

今後とも「エイトライナー構想」の実現に向け、ご尽力頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 役員の改選について

今年度の役員の改選については、現役員の皆様に新役員にご就任いただくこととし、上記のとおり理事会・総会を開催しないことから、「エイトライナー促進協議会設置要綱」第5条第4項に基づき、理事会の書面による決議を行うこととします。

会員の皆様には書面決議後に改めてお知らせいたします。

#### 2 総会・理事会の議案について

総会・理事会の議案については、同要綱第5条第3項に基づき幹事会における議決をもって理事会の議決とみなし、同要綱第4条第4項に基づき理事会の議決をもって総会の議決とみなすこととします。

会員の皆様には、令和2年7月に開催を予定している幹事会での議決後に「議案書」を送付させていただきます。

#### 3 添付資料

「エイトライナー促進協議会設置要綱」

# 「エイトライナー促進協議会」設置要綱

(総則)

第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区（以下「6区」という。）を結ぶ環状方向の新しい公共交通（以下「エイトライナー」という。）を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国、東京都及び関係機関への請願及び陳情
- (2) エイトライナーの整備促進のために必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、総会と理事会で構成し、協議会の事務を運営する幹事会を置く。

(総会等)

第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算決算
- (3) 要綱の改正
- (4) その他、重要な事項

3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第2項に規定する総会の議決事項を、第5条に定める理事会における議決事項とし、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

(理事会等)

第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

3 会長が必要と認めた場合は、前項に規定する理事会の議決事項を、第14条に定める幹事会における議決事項とし、幹事会の議決をもって理事会の議決とみなすことができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第6条第1項の規定に関わらず、理事会は書面によ

る決議ができるものとする。

(会議)

第6条 総会及び理事会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に役員として理事12名を置き、次の者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計監事 2名

(会長)

第8条 会長は、理事の互選とする。

- 2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事の互選とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

第10条 会計監事は、理事の互選とする。

- 2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

第13条 協議会に次の各区の職員を置き、会長が委嘱する。

- (1) 常任幹事は、部長級の職員を充てる。
- (2) 幹事は、課長級の職員を充てる。
- (3) 書記は、担当者を充てる。

- 2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。

- 3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

(幹事会)

第14条 協議会に前条第1項第1号の常任幹事および第2号の幹事をもって構成

する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条第2項に規定する、理事会で議決すべき事項について提案することができる。
- 3 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。
- 4 幹事会の議長は、第8条第1項の規定する会長の属する区の常任幹事を充てる。
- 5 幹事会は、第5条第3項の規定による議決をするときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 幹事会は、前項の規定により議決をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、6区の分担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。
- 3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第16条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。

第17条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附則

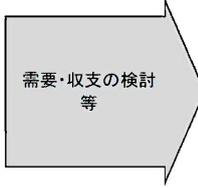
この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

## エイトライナー促進協議会 理事会・総会の今後について

今年度は、来年度以降に予定する「需要・収支の検討」に向けて、スマート・リニアメトロによる事業計画の精査を行う予定となっております。これにより答申における課題解決に向けて一定の方向性が得られることから、今年度については理事会・総会を開催せず、次年度以降に適宜開催いたします。

年度	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度以降 (令和3年度以降)
調査・研究	既往調査等を踏まえた 実態把握調査  ・沿線交通の状況 ・公共交通サービスの 実態把握 ・導入候補システム の整理	既往調査等を踏まえた実態把握調査  ・交通流動の把握		コスト縮減策の検討  ・スマート・リニアメトロ による事業計画の精査	 需要・収支の検討 等
理事会・総会	練馬区開催 平成29年7月26日	杉並区開催 平成30年7月25日 (要綱改正)	開催せず	開催せず	適宜開催